

第1回 京都市住宅審議会における 委員からの主な御意見

平成28年度第1回京都市住宅審議会における主な御意見

対象となる子育て世帯について

- 今回の子育て世帯仕様の住戸については、提供される戸数が限られることを踏まえたうえで、対象となる世帯の範囲を設定すべきでないか。

- ・ 平成28年度リノベーション実施戸数：55戸
- ・ 「子育て世帯向けにリノベーションを行った市営住宅・民間賃貸住宅の戸数」
（「はばたけ未来へ！ 京プラン」後期実施計画）
平成28年度から平成32年度までの5年間で450戸（累計）

- 子どもが中学生になると部屋が区切られていないと対応できないという状況があることから、リフォームまでは必要ないが、家具で部屋を間仕切るなどの工夫ができるような住戸が求められるのではないか。
- 今回のリノベーションイメージを元に考えると、住戸の仕様を子育て世帯向けとするのは、子どもが中学校修了までが限界ではないか。
- 子育て世帯は、短期間で居住ニーズが変化するということが特徴的であり、そのことに建築計画がどこまで対応できるかという課題がある。

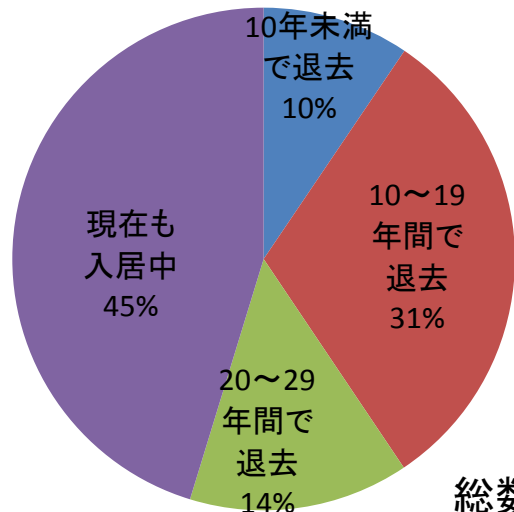
平成28年度第1回京都市住宅審議会における主な御意見

入居期限を設けることについて

○ 期限を決めていない現在の制度において、子育て世帯等の入居している期間がどれくらいかというデータが必要ではないか。

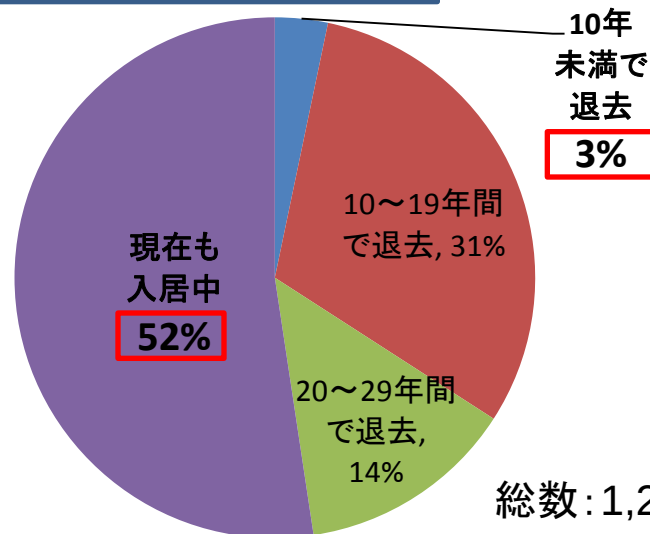
→期限が設けられていない現行制度では、子育て世帯については、世帯全体と比較して10年未満で退去する割合が低い一方で、長期に居住されている割合が高い傾向にある。

世帯全体



総数: 1,990世帯

18歳未満の子どもを含む世帯



総数: 1,281世帯

昭和61年4月1日(洛西ニュータウン内の市営住宅がすべて完成した翌年:30年前)に入居していた世帯(1,990世帯)の退去年数ごとの割合

平成28年度第1回京都市住宅審議会における主な御意見

入居期限の設定について

- 10年間などの期間を設定した場合は、未就学の子どもがいて入居する場合と、中学生の子どもがいて入居する場合では状況がかなり異なるのではないか。
- 入居期限を期間で設定する場合は、本当に支援が必要な時期に退去しないといけないことになり得る。
- 子どもが中学校修了までの期間を入居期限とすべきでないか。
- 「高校修了まで」といった規定にすると、留年や退学した際の対応が曖昧となるため、子どもの年齢を基準とするなどの対応が必要ではないか。
- 退去時の要件については、明確に規定しなければ、明け渡し時の対応が困難になることが予想される。

平成28年度第1回京都市住宅審議会における主な御意見

新婚世帯を要件に加えることについて

- 今回の子育て世帯向けリノベーションでは、供給される住戸数が限定的であることから、現時点では新婚世帯を対象とする必要はないのではないか。
- 高齢者同士の新婚世帯など、新婚世帯といっても様々な形態があり、新婚世帯が直接的に、将来子育て世帯になると言いきれないような状況もある。
- まずは、低所得の子育て世帯を対象に制度を構築し、子育て世帯に対して平等に子育てに適した住環境に居住する機会を与えるということが重要ではないか。

平成28年度第1回京都市住宅審議会における主な御意見

（その他の御意見）

- 限られた住戸の提供の中では、ひとり親世帯を少し優遇する施策ということも考えられるのではないか。
- 公営住宅の対象となる子育て世帯ということで募集すると、ひとり親世帯の応募が多くなり、一般住戸の応募の際にもひとり親世帯の割合が高くなる。京都市の場合でもその傾向は変わらないのではないか。
- 子育て世帯向けリノベーション住戸については、大学生の感性だけでなく、保育士などの意見も取り入れるべきではないか。
- 出産後の幼児虐待や産後鬱などの状況に対応して、緊急避難的に入居させる必要があるような世帯に対して、特定的に入居を認めるというような制度があっても良いのではないか。
- 働いている親の状況を踏まえ、子どもたちが集えるコミュニティ・スペースや宅配ボックスを設ければ便利ではないか。